

## 条例の改正

### ○美里町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

人事院規則の一部改正を踏まえ、職員に係る育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置等の改正を行うものです。



### ○美里町税条例の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和7年まで延長することや新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例を令和4年末の期限到来をもって廃止する等のための改正を行うものです。

### ○美里町印鑑条例及び美里町手数料条例の一部改正

マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から、住民票、印鑑証明書、課税証明書、所得証明書が交付できるコンビニ交付システムを導入することに伴い、印鑑登録証明書の交付の規定及び手数料の改正を行うものです。



※コンビニ交付の利用可能時間は、午前6時30分から午後11時までです。また、土日・祝日も利用できます。

## 決議

### 内田三郎議員に対する議員辞職勧告決議

我々美里町議会議員は、町民から負託を受けた者として、その立場と職責の重さを深く自覚し、法令を遵守し、高い倫理観と見識をもって、町政の発展と住民福祉の向上に努めなければならない。

内田三郎議員は、町民全体の代表者として、町政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、高い倫理性をもってその使命の達成に努めるとともに、町民に対して自ら進んで高潔性を明らかにしなければならない。

しかしながら、内田三郎議員は10回の辞職勧告決議を受けたにもかかわらず、裁判の虚偽を繰り返すばかりである。令和4年6月1日本会議においては、「警察官の私に対する人権侵害の可能性があります。それによって、今後、私に対する人権侵害を警察官に対して訴訟していく予定です」と発言されている。法律では、訴訟手続は告知があった日から14日以内に手続ができるとあるが、今回の事件は既に3年余りが経過しており、実際訴訟をされたのか、今回も虚偽で議員として居座る口実であると思えてならない。

町民の範として法令等の遵守が強く求められる町議会議員の職にありながら、規範意識の欠如した行為により、美里町及び美里町議会に対する町民の信頼を著しく失墜させており、断じて許されるものではない。

よって、内田三郎議員は、公職である町議会議員としての政治的、道義的責任を免れず、議員職にとどまることは、町民感情からして決して許されるものではなく、事の重大さを真摯に受け止め、直ちにその職を辞することを改めて強く勧告する。

以上決議とする。